

驚かせないように | 遠くから | そっと

放鳥したトキには、足環（ナンバーリングやカラーリング）が付けられており、数字や色の組合せで個体識別することができます。



詳しい観察方法については「トキのみかた」をご覧ください。

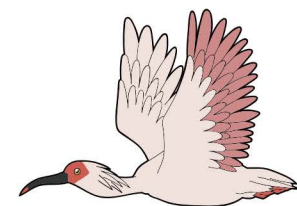
「トキのみかた」パンフレット (PDFファイル)



本州版



いしかわ版



トキを見かけたら、ぜひお知らせください。

あなたの情報が、トキの生息状況の把握や、今後のトキの野生復帰の取組に役立ちます。



トキ目撃情報入力フォーム <https://toki-mokugeki.jp>

トキの保全に協力するには

お米を選ぼう、お米を食べよう

トキが多く暮らしている新潟県佐渡島のほか、以下の「トキと共生する里地づくり取組地域」を中心に、トキの餌となる生きものを育む農法（環境保全型農業）によって米が栽培されています。

このような農法で生産されたお米を購入し食べていただくことが、トキをはじめとした野生生物や生態系の保全、地域振興、災害復興支援などに繋がります。



◎佐渡市

「朱鷺と暮らす郷」認証米 (新潟県佐渡市)

トキと共生する里地づくり取組地域※

- 石川県及び能登9市町（七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町）
- 島根県出雲市
- 宮城県登米市
- 秋田県にかほ市
- コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム [小山市（代表理事）ほか、関東5県の28市町が参加（2025年4月時点）]

※本州等におけるトキの定着を目指した取組を促進するため、令和4年に環境省がトキの受入れに意欲のある地方公共団体を公募し、選定された地域

地域の活動に参加してみよう

トキが暮らしているのは、里地里山、つまり人がほどよく手を入れ管理している環境です。トキの保全を応援するため、各地で行われている、湿地（ビオトープ）づくり、生き物調査、農地管理のお手伝いなどの活動に、ぜひ参加してみてください。

※能登地域や出雲市では、トキのモニタリングに積極的に参加いただける方も募集しています。P6の問い合わせ内容(1)に記載の石川県、出雲市の部署にご連絡ください。

あなたのまちにトキがやってきたら

{ トキの観察方法・けがをしたトキを見つけたら }

トキと人が共生するため、私たちにできること。



トキの飛来をきっかけに、地域の自然や農地環境との関わりを改めて考えていただければ幸いです。



トキがやってきたということは、その環境がたくさんの生きものを育む素晴らしい環境ということですが、ではトキが来た後、その地域で人とトキが共生していくためにはどのようなことに配慮すればよいのでしょうか。このパンフレットでは、トキの観察で気を付けることや、けがをしたトキを見つけた時の対応などについて記載しました。

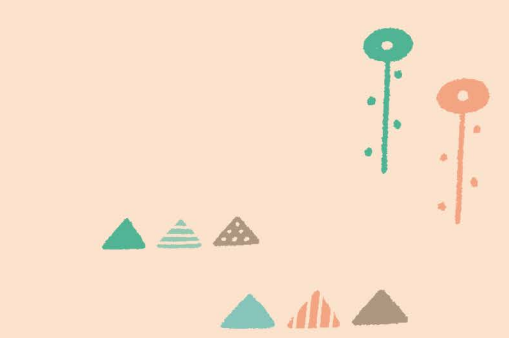
はじめに

かつて日本全国に広く分布していたトキは、国内では一度絶滅してしまいましたが、中国から譲り受けた個体を元に、官民学が連携・協力して、人とトキが共生するための取組が始まりました。多くの方々のご協力により、トキの野生復帰は順調に進み、現在佐渡島では野生下に500羽程度のトキが生息するまでになりました。

環境省は、自治体の協力を得てトキの野生復帰を本州でも進める予定としており、2026年に石川県能登地域で本州初となるトキの放鳥を実施し、2027年には島根県出雲市でもトキを放鳥します。佐渡では、たくさんの生きものを育む水田や豊かな森林が守られてきたことが、トキの野生復帰成功のカギとなりました。これから本州でも放鳥を始めることで、トキがやってくる地域が増えていくことが予想されます。どうすれば、トキが定着できるような、人と自然とが共生する里地里山を守ることができるでしょうか。

また、トキは絶滅のおそれがある種として、「種の保存法※」による国内希少野生動植物種、かつ「文化財保護法」による国の特別天然記念物に指定され、法律によって保護されています。そのため、何かしらのトラブル等が発生した際には、状況にあわせた適切な判断や対応、手続きが必要になります。

本資料は、みなさまに「トキ」という生きものをより詳しく知っていただくとともに、トキと人とがどのように付き合っていくべきなのか、トキが飛来したときにどのようなことに気を付ける必要があるのか、といったことを考えていただくための資料としてまとめました。Q&Aについては、あくまで一般的な対応を整理したのですが、ぜひ一度目を通してトキに関する知識を深めていただくと幸いです。今後、この資料を見ていただいている皆様の地域でトキが安心して暮らすようになり、それが魅力ある地域づくりや地域振興につながることを期待しています。

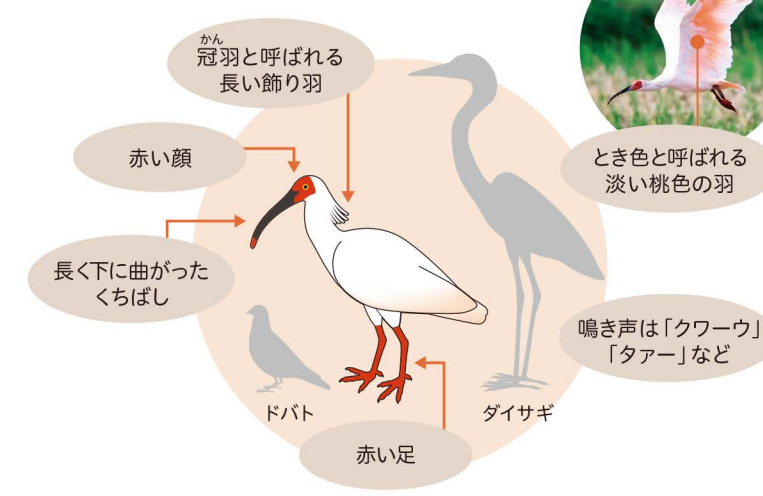


※ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

トキの基礎情報 〈特徴、生態、野生復帰のあゆみ〉

トキってどんな鳥？

- 分類 ペリカン目トキ科
- 学名 *Nipponia nippon*
- 大きさ 全長 約75cm 翼開長 約140cm
- 指定等 国内希少野生動植物種、特別天然記念物 等 絶滅危惧IB類 (EN) (第5次レッドリスト)
- 特徴



幼鳥
顔がオレンジ色、翼の外側先端が黒い

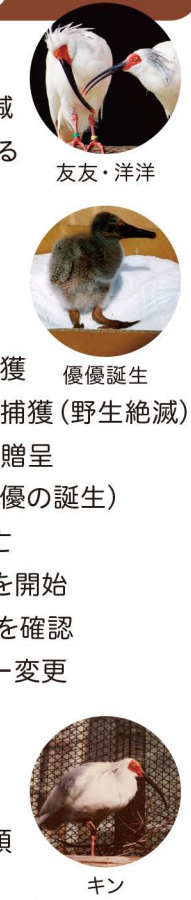


生殖羽
(12月～8月)

12月頃になると首あたりの黒い皮膚を水浴びの際にこすりつけることで、頭から背中を灰色に変化させます。この羽色変化は世界で唯一トキのみで確認されています。

野生復帰のあゆみ

- 江戸時代 全国各地に分布
- 明治時代 乱獲、害鳥駆除などで数が激減
- 1926年 乱獲によって絶滅したと記される
- 1929年 能登半島でトキ再発見
- 1930年 佐渡でトキ再発見
- 1959年 トキ保護増殖事業開始
- 1967年 新潟県トキ保護センター開所
- 1970年 能登で本州最後のトキ1羽を捕獲
- 1981年 佐渡で野生下最後のトキ5羽を捕獲 (野生絶滅)
- 1999年 中国からトキ2羽 (友友・洋洋) 贈呈
日本初の飼育下繁殖に成功 (優優の誕生)
- 2003年 最後の日本産トキ (キン) の死亡
- 2008年 佐渡で野生復帰のための放鳥を開始
- 2012年 野生下で初となるヒナの巣立ちを確認
- 2019年 環境省レッドリストのカテゴリー変更
野生絶滅→IA類
- 2026年 本州で放鳥を開始
環境省レッドリストのカテゴリー変更 IA類→IB類



継続的な放鳥と野生下での繁殖成功によってトキの個体数は500羽程度まで増加 (2025年末時点)

生息している環境

トキが生きていくためには、餌場となる浅い水辺、ねぐらや営巣場所となる森林の両方が必要です。



もっと知りたい！トキのQ&A

Q1 トキはどんなものを食べますか？

A1 魚や虫など、いろんな小動物を食べます。

トキは植物は食べず、ドジョウのような魚類、カエルやイモリ、それにカニ・ヤゴ・貝類などの水生生物に加え、クモやバッタといった陸生生物やミミズなど、さまざまな小動物を食べて暮らしています。

餌場として利用するのは、主に水田やその周辺の草地などの、人の生活に近い場所です。

Q2 トキの餌を増やすにはどうしたらよいですか？

A2 生きものが豊かな水辺をつくりましょう。

トキが餌を探すのに主に利用するのは、水田やその周辺の草地です。生きものを増やすためには、次のような取組が有効です。いずれの取組についても、継続的に行えるよう、一部の水田や区画で行うなど無理のない範囲で取り組んでいただければ幸いです。

● 完全に干上がってしまわない水辺を作る

水田や周辺に「江（え）」のような水がたまりやすい場所や水路があれば、中干し期間でもそこに水が残ることで、水中でないと生きていけない生きものの避難場所になります。また、水があれば冬でも雪がとけやすく、トキが餌を探しやすくなります。

● できるだけ農薬・化学肥料や除草剤を減らす

稲作で農薬や化学肥料の使用を抑えることで、トンボの幼虫のヤゴをはじめ、水田や水路の生きものがより豊富になります。また、畦の管理には除草剤ではなく草刈りを行うことで、クモやバッタ、ミミズなどが増え、特に夏場のトキにとって重要な餌場となります。

● ビオトープや多様な環境がある水辺を作る

休耕田や畦、水路沿いを活用して小さなビオトープを設けたり、水路の一部に深みや流れの変化をつけたりすることで、多様な生きものが生息することができます。

Q3 トキのために、餌の魚をまいてもいいでしょうか？

A3 野生動物には餌を与えないでください。
トキの餌となる生物が自然に増える取組を支援しましょう。

野外で生活するようになったトキは野生動物ですので、餌付けは絶対にしないでください。環境省では、トキが「野生下で安定的に生息できること」を最終的な目標としています。

野生動物への餌付けは、楽にとれる餌に依存してしまい自然界で餌を採る能力が養われない、天敵も誘引してしまう、人馴れして人との距離が近くなり交通事故等が増える、人と動物の共通感染症を広める可能性がある、など様々なリスクがあります。

餌付けはトキのためにならないということをご理解ください。

また、他の地域から餌となる生きものを持ってきて放流してはいけません。日本在来の生きものでも、本来の生息地以外の場所では「外来種」となり、その地域の生態系に悪影響を及ぼす可能性があります。その地域に元々生息している生きものがさらに増えるような取組を支援してください。



ドジョウ



Q4 トキを観察する際には、どのようなことに気をつければよいでしょうか？

A4 「野生の鳥」として、静かに、一定の距離を保って観察するようお願いします。

1. 静かに見守る

トキは警戒心が強く、人の気配で採餌や休息を中断してしまいます。観察や撮影は150m以上離れて行き、大きな音を立てたり大声を出して驚かさないようにしましょう。車の中からなら、トキが驚きにくいので、じっくり観察できます。

2. 繁殖期（2-7月）には巣に近づかない

繁殖期に巣に近づいたり周辺に長時間とどまったりすると、トキが子育てを止めてしまう可能性があります。巣を偶然見つけても、繁殖を邪魔しないよう、近づかないようにしてください。

3. 地域の方に迷惑をかけない

トキは、水田やため池など地域の方々が日常生活をしている場所を利用しています。トキを近くで見ようとして無断で私有地や農地に立ち入らないようにしましょう。また、農道・生活道路への邪魔な駐車は控えましょう。

静かに見守ることがトキの繁殖への手助けになります。

トキの巣の位置や行動が、生活や農作業の支障となる場合は、関係機関へご連絡ください。

また、観察に当たって、次の点にもご注意ください。

- 巣の場所をみだりに人に教えない。
- 巣の場所が分かる風景や巣にいるヒナの写真をSNS等にアップしない。
- 人が集まらないよう配慮する。
- トキを発見した場合、特に巣を発見した場合は、6ページの関係機関へ情報提供をお願いします。

Q5 トキが稲を踏んでしまいます。追い払ってもよいでしょうか？

A5 追い払うこと自体は規制されていませんが、できればそっとしておいてあげてください。

稲踏みの影響については、佐渡島での研究によって、トキに踏まれて少しばかり苗が倒れても、その周りの苗からの収量が増えることで、結果的に収量に差が見られないことが確認されています。

人が追い払うことで驚いて飛び立ち、人工物にぶつかってけがをする可能性もありますので、できるだけご配慮いただくと幸いです。

地域の方、農作業に従事されている方は、特別な配慮は必要ありません。
普段通りに過ごしながら、優しく見守りましょう。



トキ発見時の対応フロー

トキらしき鳥を発見!

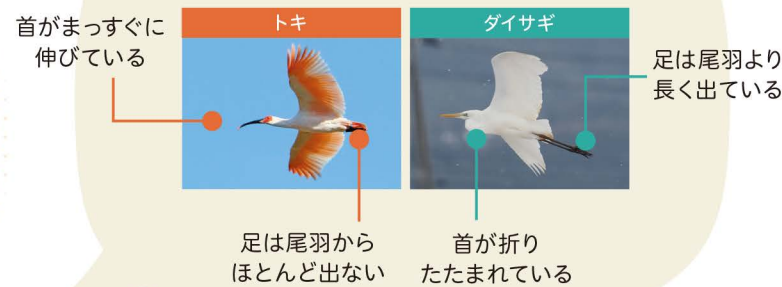


トキの特徴が確認された場合



飛んでいる時

～サギとのちがい～



元気に飛んでいる・えさを採っている

4ページのQ4の回答を参考に距離をとって観察し、巻末を参考に、目撃地点や個体識別番号等の情報をご提供ください。

けがをしている・弱っている
死んでいる

トキのけがの原因や死因を把握することが今後のトキの保全につながるため、このページと次のページを参考に対処し、次ページ下部の「お問い合わせ先」にご連絡をお願いします。
※ご連絡いただいても、救護できない場合があります。ご了承ください。

[けがをしているトキを見つけた時]

トキは、種の保存法に基づき国内希少野生動植物種に指定されており、捕獲や殺傷、譲渡し等が原則として禁止されています。また、国の特別天然記念物であり、文化財保護法によっても捕獲等の行為が規制されています。

加えて、野生動物の傷病対応には専門知識が必要ですから、事故防止のためにも、触ったり自身の考えで保護しようとせず、まず関係機関にご連絡ください。

① 連絡・共有

けがをしているトキを見つけた時は、発見した都道府県の野生鳥獣を担当している部署や、6ページに記載している関係機関にご連絡をお願いします。

② 連絡時の補足 (可能な範囲で)

トキがけがをした原因を把握することは、今後の事故防止対策や保全対策を検討するために重要です。連絡の際には、次の情報をできるだけ具体的にお伝えください。

- 発見日時
- 発見場所 (地名、目印、位置情報など)
- トキの様子 (動いているか、出血の有無、姿勢など)
- 周囲の状況 (道路、電線、鉄塔、農地、水辺など)

※無理に近づいたり触れたりせず、安全な距離からの観察にとどめてください。
※可能であれば、周辺環境などの写真撮影をお願いします。

[死んでいるトキを見つけた時]

死因の解明や感染症対策、今後の保全対策を検討する際の重要な情報となりますので、死んでいるトキを発見した際にも情報提供をお願いします。以下を参考にしてください。

① 連絡・共有

関係機関へ連絡する際は、「けがをしているトキを見つけた時」への対応と同様に、発見日時、発見場所、状態などについて、可能な範囲で情報をお知らせください。

② 回収・処理

トキの死体の回収や搬送は、専門知識と装備を有する関係機関が行います。動物の死体は、ダニなどの寄生虫や高病原性鳥インフルエンザ等に感染しているおそれがあるため、一般の方は、素手で触れたり移動させたりしないようご注意ください。

動物に襲われている

自然界での出来事であるため、かわいそうに思えるかもしれませんが見守りましょう。

羽が落ちている

羽を拾って自分で持っておくことは問題ありません。
※羽の譲渡し等の行為(あげる、もらう、売る、買う、貸す、借りる)は法律で禁止されています。

自治体のご担当者のみなさまへ

放鳥後のトキは野生動物として、各自治体の傷病鳥獣救護体制の中で可能な範囲での対応をお願いいたします。傷病救護された個体が野生復帰できる見込みがなく、収容場所等で問題が発生した場合は、下記「お問い合わせ先」に記載の環境省佐渡自然保護官事務所までご連絡ください。

[お問い合わせ先]

問い合わせ内容	手続き等の内容	担当行政機関・部局	連絡先	
(1) トキの生息や環境、野生復帰に関すること (生息情報の提供、取組に関する問合せ等)	関係部局への連絡・共有	環境省関東地方環境事務所佐渡自然保護官事務所	0259-22-3372	
		環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室	03-5521-8353	
		石川県内：(取組等) 石川県生活環境部自然環境課トキ共生推進室 (目撃情報) 石川県白山自然保護センター	076-225-1508 076-255-5370	
		島根県内：出雲市トキ分散飼育センター	0853-20-1350	
(2) 傷病救護関係 (傷病個体や死体発見時)	関係部局への連絡・共有	石川県内で発見：石川県生活環境部自然環境課	076-225-1477	
		島根県内で発見：出雲市トキ分散飼育センター	0853-20-1350	
		上記以外で発見：発見した都道府県の鳥獣担当部局		
(3) 種の保存法関係 (捕獲等)	捕獲等の許可	環境省の各地方環境事務所野生生物課 (①関東地方環境事務所、②中部地方環境事務所、③中国四国地方環境事務所 等)	① 048-600-0516 ② 052-955-2130 ③ 086-223-1577	
		(4) 文化財保護法関係 (捕獲等)	現状変更等を行う地域の都道府県または市町村の文化財担当部局	
		文化庁文化財第二課	075-451-4111 (代)	